

奈良県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、安倍土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	藤本 俊彦	桜井市大字高家一三八八
〃	藤本 豊	〃 〃 三七六
〃	藤本 佳永	〃 大字池之内一二三一―三
〃	松田 一雄	〃 大字生田一八五
〃	東出 光弘	〃 大字高家三五三
監事	村田 勝計	〃 大字生田二七一・二七二
〃	山口 康弘	〃 大字桜井一二五九―一

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	藤本 俊彦	桜井市大字高家一三八八
〃	藤本 豊	〃 〃 三七六
〃	藤本 佳永	〃 大字池之内一二三一―三
〃	松田 一雄	〃 大字生田一八五
〃	升田 信治	〃 〃 三五三
監事	東出 光弘	〃 大字高家三五三
〃	山口 康弘	〃 大字桜井一二五九―一